

学術部会「フォーラム」運営要領

1. 定義：

- ・学術部会で対象とする分野の中の特定のテーマに関する情報交換、勉強会、研究会などを通じて、その分野の研究の活性化を図ることを目的として設立する研究グループを「フォーラム」と呼称する。

2. 活動内容：

- ・フォーラムは、参加メンバーによる自主運営とする。
- ・フォーラムは、参加メンバー相互の研究発表会に加えて、交流、製鉄所・研究所等の見学会等を企画、実行することができる。また研究会の提案および講演大会の討論会やシンポジウム（講演大会以外での開催を含む）等を企画・開催することができる。

3. 参加資格：

- ・フォーラムの参加メンバーは個人会員（正会員、準会員、若手会員等）であること。ただし会員であっても、学生をメンバーとして登録することはできない。
- ・若手フォーラムの参加資格については、別途定める。
- ・フォーラムには座長と会計担当を、原則として各1名置くこととする。また必要に応じて副座長を置くことができる。

4. 活動予算：

- ・活動予算は所属する各学術部会の年度予算から拠出する*1。
- ・年度途中で予算を超過して使用したい場合は、事前に運営委員会で学術部会部会長の許可を得ることとする。事前に運営委員会の開催がない場合は、部会長の許可を得た上で、事後に運営委員会に報告することとする。

5. フォーラムの設置：

- ・新規フォーラムを設置する場合は、所属する学術部会運営委員会の承認を得ること。

6. 活動計画の作成：

- ・座長は次年度の活動計画書を作成し、当該年度末の運営委員会に提出すること。

7. 活動報告：

- ・座長は活動期間中、運営委員会に随時活動状況を報告すること。
- ・座長は前年度の活動報告書を作成し、新年度最初の運営委員会に提出すること。

* 1 具体的な会計処理については、鉄鋼協会ウェブサイトに掲載の「フォーラム会計処理ガイドンス」最新版を参照すること。